

物価高騰に伴う悪徳商法や便乗値上げを許さない意見書

厳しい物価高が続いています。そしていま、ウクライナ戦争を契機とした激しい物価高です。

総務省の「消費者物価指数」をみても 2000 年から 2022 年 4 月までで、食料品は 12.7%、光熱水費は 18.9%、エネルギーは 23.8%の値上げとなっています。今後、さらに物価高騰は続くものと考えられます。

この間、「ネットの情報商材トラブル」や「高齢者をターゲットにする悪質商法」もありましたが、物価高につけ込む便乗値上げも考えられます。

消費生活を守るためにも、激しい物価高騰を抑えるとともに、悪質商法や便乗値上げを許さない取り組みの強化がさらに求められています。

国は、「消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる」ように各自治体・消費生活センターと共に、今まで以上の対策が求められています。

国会と政府においては、下記の事項に対して誠実に対応するよう強く求めます。

記

- 1 消費生活における地域・自治体の相談体制・ホットラインを今まで以上に強化してください。そのため消費生活相談員などの増員強化などの必要な財政支援を求めます。
- 2 高齢者や若者をターゲットにする悪質商法による被害が強まっています。地域のみなさんの「見守り活動」もはじまりましたが、公的援助が必要です。
- 3 特に物価高を口実にする「便乗値上げ」や「品物不足などの風評被害」を極力やめさせる監視・是正などの公的対応を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 4 年 6 月 23 日

北海道名寄市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
総務大臣
消費者庁長官 } 宛